

高岡市多文化共生推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市多文化共生推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、外国籍市民の地域社会への参画と国籍を越えた市民の交流を促進するため、市内の校下自治会、単位自治会、本市に活動の本拠地をおく非営利団体等（以下「団体等」という。）が行う次の各号のいずれかに該当する事業に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 日本を含む異なる国籍を持つ市民の地域での交流推進を目的とする事業
- (2) 外国籍市民が、地域住民と共に日本の文化や生活習慣を学習・体験する事業
- (3) 外国籍市民が講師となり、地域住民に異文化を伝える事業
- (4) 外国籍市民が日常生活で必要となる日本語能力の向上に関する事業

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条各号の事業の実施に要する費用とする。ただし、団体等の運営維持に係る経費、当該事業以外への転用が可能となる備品等の購入もしくは修繕に係る経費、また参加者本人が負担すべき費用など、補助することが適当でないと認められる経費については対象としない。

(補助金の交付の要件)

第4条 団体等は、補助の申請をしようとしている事業が国、地方公共団体、又はそれらの関係団体の制度による補助金又は助成金を受けている場合、補助金を受け取ることができない。

- 2 補助金の交付は、同一の団体等につき年度内に1回までとする。
- 3 同一事業に対する補助金の交付の回数は、3回を限度とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、対象経費の4分の3以内とし、7万5千円を限度とする。

- 2 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市長が別に告知する募集期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 高岡市多文化共生推進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合に、その申請が適当と認められるものに対し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、高岡市多文化共生推進支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号－1）又は高岡市多文化共生推進支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号－2）により団体等に通知する。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体等は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 高岡市多文化共生推進支援事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 記録写真や報告書等の補助事業の成果を証する書類
- (4) 領収書又は支出を証する書類の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、高岡市多文化共生推進支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により団体等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた団体等は、前条の規定による額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、この要綱により補助金の交付を受けたものが、偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したとき

は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。